

債券内容説明書  
令和3年12月3日現在

# 第19回水資源債券 (サステナビリティボンド)



1. 本債券内容説明書（以下「本説明書」といいます。）において記載する「第19回水資源債券（サステナビリティボンド）（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人水資源機構法（平成14年12月18日法律第182号。以下「機構法」といいます。）第32条第1項に基づき、国土交通大臣の認可を得て、独立行政法人水資源機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は、政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号）第3条が適用されることから、同法第2章の規定は適用されず、その募集について同法第4条第1項の規定による届出は必要とされていません。

本説明書は、当機構及び当機構の前身である水資源開発公団の事業、財務の内容等について、財務諸表、事業報告書、附属明細書等をもとに、当機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく発行届出目論見書ではありません。

なお、その他本債券の詳細については、本説明書の「第一部 証券情報 第1 募集要項」を併せてご覧下さい。
4. 当機構の会計は、中央省庁等改革基本法（平成10年6月12日法律第103号）第38条第1項第3号及び独立行政法人通則法（平成11年7月16日法律第103号）第37条により原則として企業会計原則によるものとされており、当機構の財務諸表は、機構法及び独立行政法人水資源機構の業務運営に関する省令（平成15年10月1日厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第3号）並びに独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成15年10月1日国土交通省令第104号）に基づき、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会）に準拠して作成され、当機構の監事及び会計監査人が監査を行い、国土交通大臣の承認を受けたものです。

上記の財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく公認会計士又は監査法人による監査証明は受けていません。
5. 当機構は、特殊法人等改革基本法（平成13年6月21日法律第58号）及び特殊法人等整理合理化計画（平成13年12月19日閣議決定）に基づき、水資源開発公団の業務を承継する独立行政法人として設立されました。機構法附則第2条により、当機構の成立の時に解散した水資源開発公団の一切の権利及び義務は、国が承継する資産を除き、当機構が承継しています。

#### 本説明書に関する連絡場所

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2 ランド・アクシス・タワー内  
独立行政法人水資源機構 財務部資金課  
電話番号 (048) 600-6532

# 目 次

第一部	証券情報	1
第1	募集要項	2
第二部	法人情報	8
第1	法人の概況	9
1.	主要な経営指標等の推移	9
2.	沿革	10
3.	事業の内容	11
4.	関係会社の状況	28
5.	職員の状況	28
第2	事業の状況	29
1.	業績等の概要	29
2.	対処すべき課題	30
3.	事業等のリスク	31
4.	経営上の重要な契約等	40
5.	技術開発活動	40
6.	財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	41
第3	設備の状況	43
1.	設備投資等の概要	43
2.	主要な設備の状況	43
3.	設備の新設、除却等の計画	44
第4	法人の状況	46
1.	資本金等の推移	46
2.	役員の状況	47
3.	コーポレート・ガバナンスの状況	48
第5	経理の状況	51
1.	財務諸表の作成方法について	51
2.	財務諸表の承認等について	51
3.	連結財務諸表について	51
4.	本説明書記載の財務諸表	51
	(令和2事業年度：自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
	[独立監査人の監査報告書]	52
	[令和2年度に係る監事監査報告]	55
	財務諸表	71
	事業報告書	104
	決算報告書	156
	(令和元事業年度：自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	
	[独立監査人の監査報告書]	162
	[令和元年度に係る監事監査報告]	165
	[別冊 令和元年度に係る監事監査報告(監査の実施結果)]	169
	財務諸表	185
	事業報告書	220
	決算報告書	265
(参考)	水資源機構 政策コスト分析	271
(注)	1. 本説明書中の数値は、特に記載のない限り、令和3年3月31日現在のものです。	

2. 本説明書中の表においては、特に記載のない限り、単位未満の数値が切捨てられているため、合計は計数の総和とは必ずしも一致しません。